

第4章 子どもの読書活動推進の方策

| 推進体制の充実

(1) 推進の方向性

- 県及び市町は、地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進施策を策定し、実施することが求められています。また、その施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携強化など体制の整備を図る必要があります。
- 県及び市町の取組の情報共有や交流の場を設定することにより、県全体の子どもの読書活動の質の向上を図っていくことが必要です。

期待される取組例

- 市町における「子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、定期的な推進計画の見直しを通じて効果的な推進につなげる。
- 学校、図書館、民間団体、民間企業等、関係者の連携・協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備する。
- 他の自治体における優れた取組を共有するための研修会を実施する。

(2) 県の取組

次の内容の推進について市町に働きかけます。

- ① 市町における「子ども読書活動推進計画」の策定と計画に基づく取組の推進。
- ② 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、「学校図書館ガイドライン」の活用、学校図書館の計画的な整備、新聞の複数紙配備、学校司書の適切な配置、教育委員会における支援の充実等の実施。
- ③ 「長崎県読書バリアフリー推進計画」に基づく、読書環境の整備と読書支援サービス活用の促進。

2 家庭における子ども読書活動の推進

出かけよう！図書館へ



(I) 推進の方向性

- 子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は、読書習慣の形成の場として重要な役割を担っています。家庭での読書が生活の中に位置付けられるようにするには、子どもの一番身近な存在である保護者の継続的な取組が必要です。このことは、家族のふれあいの機会となり、子どもたちの情緒を育んだり親子の絆を深めたりすることにもつながります。
- 家庭での読書活動の継続には、学校や地域にある図書館などを積極的に活用し、子どもと保護者が読みたい本に出会ったり、進んで読書活動の楽しさに触れたりすることが有効です。また、ICTを活用することにより、読書活動の可能性を広げることができます。
- 県や市町は、読書の意義や家庭における習慣付けの重要性について理解していただけるように、様々な機会を通じて、保護者、県民へ周知していくことが必要です。また、家族で取り組む読書活動や地域の図書館等の活用の推奨、保護者と子どもが読書活動の楽しさに触れる機会の提供、読書環境の整備（ICT活用を含む）に様々な機関と連携・協力して取り組むことも期待されます。

期待される取組例

- 乳幼児期から絵本や物語の読み聞かせをしたり、一緒に読んだりする。
- 家族で同じ本や新聞を読み、感じたこと、考えたことを伝え合う。
- 保護者が本や新聞を読み、その姿を子どもに見せる。
- 子どもが体験し、興味を持った内容に関する絵本の読み聞かせをする。
- 子どもが本を手に取りたくなるような環境をつくる。
- 子どもが家族に好きな本や新聞記事を紹介したり、読み聞かせをしたりする。
- 「長崎県のおすすめの本リスト」を家族の目に付くところに貼る。
- 家族で電子書籍やオーディオブックを楽しむ。
- ICT（テレビ電話など）を活用して読書に関するコミュニケーションを図る。
- テレビやゲームなどから離れるノーメディアの時間をつくる。
- 家族で地域の図書館を利用する。
- 地域で行われる読書活動や読み聞かせなどのイベントに参加する。



(2) 県の取組

① 家庭における読書活動への働きかけ

○ 乳幼児期における家庭読書の働きかけ

- ・幼稚園、保育所、認定こども園等の訪問指導等を通じ、家庭読書を働きかけます。
- ・公共図書館や公民館、子育て支援センター等において、読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動等を通じて家族が触れ合う機会が設けられるよう関係機関に働きかけます。
- ・乳幼児の親子に絵本を手渡したり読み聞かせを行ったりする「ブックスタート」や、幼児期の親子を対象とした「セカンドブックスタート」など、家庭における読書活動を支援する取組を推奨します。

○ 「長崎県のおすすめの本リスト」の作成・配布

- ・発達段階（乳児、幼児、小学生（低・高）、中学生、高校生、成人）に応じた本を選定し、読書のきっかけづくり、読書の習慣付けを支援します。

○ 「家庭読書リーフレット」の配布

- ・小学校新1年生の家庭へ配布し、読書の重要性を伝え、習慣付けを促します。

② 保護者や県民に対する読書活動への理解の促進

○ 広報誌・ホームページ等による家庭読書の啓発

- ・SNSやホームページ等を通じて、「家族10分間読書運動」や、地域の図書館を利用する呼びかけ、読書に関するイベント等を周知し、積極的な取組を働きかけます。

○ PTAとの連携による家庭読書の啓発

- ・PTA研修会等で、読書活動への理解を促します。

○ 「ながさきファミリープログラム²³」による家庭読書の啓発

- ・「ながさきファミリープログラム」を活用して、保護者が読書活動について語り合い、学び合う機会を提供します。

²³ながさきファミリープログラム：保護者等が子育ての悩みや体験を語り合い、つながり合う中で子育てのヒントを得られるように構成された参加型の学習プログラム。

3 地域における子ども読書活動の推進

つながろう！ 広げよう！ 読書の輪



(I) 推進の方向性

- 公共図書館には、地域における読書活動の拠点として、子どもと保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本と出会ったり、読書の楽しさや喜びを体験したりする場であることが求められます。また、公共図書館が学校図書館とつながり、学校における子どもの主体的な読書活動を支えていくことも必要です。さらに、読書バリアフリー法を踏まえた多様な子どもへの読書機会の確保や、ICTを積極的に活用した読書環境の整備、ふるさと教育への支援も今後の重要な取組となっています。
- 民間団体の活動は、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するとともに、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるなど、全ての子どもの主体的な読書活動の推進に大きく寄与しています。このようなことから、図書ボランティア等の民間団体が公的機関とのつながりを強化し、地域における活動の輪をさらに広げるとともに、活動を活性化していくことが期待されます。
- 地域子ども教室、放課後児童クラブ、子ども食堂、子育て支援センター等の地域における子どもの居場所を、子どもの読書活動を推進する場と捉え、積極的に活用することが望れます。
- 乳幼児期の親子に絵本を手渡す「ブックスタート」をはじめ家庭における読書活動を支援する取組などが、教育委員会のみならず福祉部局等も連携することに加え、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者のつながりによって横断的に行われるようしていくことが必要です。

期待される取組例

<図書館等>

- SNS等も活用し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信する。
- 読書に親しむきっかけとなるイベントや体験活動を実施する。
- アンケートにより子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集を行う。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校、児童館、子ども食堂、子育て支援センターなどあらゆる子どもの居場所における移動図書館、出前おはなし会などを実施する。
- 学校と図書館で蔵書等の情報を共有し、相互貸借システムを構築する。
- アクセシブルな書籍及び電子書籍等を整備し、提供する。
- 多様な子どもの可能性を引き出す読書支援サービスの体験会を実施する。

<公民館・児童館等>

- 公共図書館と連携して、児童・青少年用図書などを整備する。
- 図書ボランティア等と協力し、読み聞かせなどの読書活動に取り組む。

<民間団体等>

- 図書館や公民館、学校等と連携し、ブックトーク等の読書活動に取り組む。
- 多様な地域住民が図書ボランティアとして活動できるように工夫する。

<共通>

- 市町や民間団体が、地域の実情に応じ、「ブックスタート」「セカンドブックスタート」などに取り組み、家庭での読書を支援する。
- 読書関係者や、医療・福祉の関係者がつながり、出産を控えた家族や乳幼児の保護者に読書の重要性を理解してもらうための取組を実施する。
- 小・中・高校生、また大学生等が、読書を通じて地域で活躍できる場をつくる。

(2) 県及び県立図書館の取組

① 主題的に学校や地域で読書活動を推進する児童生徒の養成

- 読書に関する知識と技術を学び、読書活動のリーダーとして学校や地域で主題的に活躍する児童生徒を養成します。

② 子ども読書活動に取り組む関係者の資質向上とネットワークづくりの支援

- 読書関係者、医療・福祉の関係者を対象とした交流会を実施します。
- 民間団体等の取組の周知と推奨を行います。

③ 地域の子どもの居場所における読書活動の推進

- 地域子ども教室、放課後児童クラブ、公民館、児童館、子育て支援センターや子ども食堂等の読書環境の整備と図書ボランティア等による読み聞かせや朗読会などの開催を呼びかけます。

④ 図書館サービスの充実

- 県立図書館は県内の図書館サービスネットワークの拠点として、以下のような取組を推進します。
 - ・児童書及び研究書等、図書資料の積極的な収集を行います。
 - ・Webサイトの子ども向けコンテンツによる情報発信を充実します。
 - ・蔵書の検索、相談に応じるレファレンスサービスを充実させます。
 - ・読み聞かせやビブリオバトル、おすすめの本選定等のイベントへ企画段階から子どもの参画を促します。

⑤ 多様な子どもの読書を支える環境の整備・充実

- 県立図書館において、以下のような取組を進めます。
 - ・子どもの要望を取り入れた資料・環境の整備を行います。
 - ・アクセシブルな書籍及び電子書籍の充実を図ります。
 - ・電子書籍貸出サービスとデジタルアーカイブ²⁴の充実を図ります。
 - ・高等学校、特別支援学校への視覚障害者等録音データCDの協力貸出を行います。
 - ・県立図書館において「障害者ふれあいブックメールサービス」による支援を行います。

⑥ 関係機関及び関係者との連携の促進

- 県立図書館による公共図書館（室）への一括貸出
 - ・県立図書館が県内公共図書館等に対し、一定期間、図書館資料の貸出を行います。
- 県立図書館による学校等への協力貸出と相談業務の実施
 - ・市町立図書館の学校図書館に対する学習支援が円滑に行われるよう、市町立図書館にない図書の協力貸出を行います。高等学校、特別支援学校に対しては、県立図書館から直接、協力貸出を行います。また、図書購入などの相談業務を行います。
- 県立図書館による市町立図書館等への巡回と情報交換
 - ・県立図書館の協力車が市町立図書館（離島を除く）や大学図書館を定期的に巡回し、公共図書館等の資料の相互利用を支援し、業務相談や情報の交換・収集を行います。なお、離島地域については、県立図書館の職員が直接公共図書館を訪問し、業務相談や情報の交換・収集を行います。
- 県立図書館による市町立図書館職員の資質向上に向けた資料の提供
 - ・県立図書館は、図書館職員の資質向上を支援するため、Webサイトに研修資料等を掲載し、希望する図書館には研修用動画DVDの提供を行います。
- 県内公共・大学図書館間相互貸借ネットワークサービスの充実
 - ・地域の公共図書館等にない図書を県内の公共図書館や大学図書館の蔵書から調べ、提供することができるよう、相互貸借ネットワークサービスを充実します。

²⁴デジタルアーカイブ：様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体。

4 学校等における子ども読書活動の推進

引き出そう！読みたい 知りたい 伝えたい



(1) 推進の方向性

- 子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、幼稚園・保育所・認定こども園等、そして、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。幼稚園教育要領・保育所保育指針等及び学習指導要領を踏まえ、各発達段階に応じて、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるための適切な支援や指導を行うことが必要です。

<読書に関する発達段階ごとの特徴例>

就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期 ～おおむね6歳頃まで～	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期 ～おおむね6歳から 12歳まで～	・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまつたり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期 ～おおむね12歳から 15歳まで～	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期 ～おおむね15歳から 18歳まで～	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(文部科学省)

- 学校図書館は、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもの学習活動を効果的に進めるための中核的な施設として整備充実を図ることが重要です。さらに、学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと司書教諭をはじめとする全ての教職員、学校司書等が互いに連携しなければなりません。
- 子どもの主体的な学びや探究学習等を支えるために、全ての子どもの「読みたい」「知りたい」「伝えたい」という思いを引き出す環境づくりを進めることができます。また、図書委員等の活動を通じて、子どもが読書活動の推進に主体的に取り組み、学校全体の読書活動が活性化していくことも大切です。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、障害のある子どもや日本語指導が必要な子ども、読書が苦手な子ども、不登校児童生徒など、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備・充実が必要です。また、公共図書館との連携強化やGIGAスクール構想に基づく学校図書館のDX化、新聞等を活用した教育の推進により、子どもの自主的な読書活動や資料を活用した情報収集等の学習活動の充実を図ることも望まれます。

期待される取組例

<幼稚園・保育所・認定こども園等>

- 読み聞かせなどの絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う。
- 安心して図書に触れることができるようなスペースの確保を行う。
- 全ての子どもが多くの本にアクセスできるよう、公共図書館による団体貸出を利用する。
- 親子読書体験会やお便りなどを通じて保護者へ読書活動の大切さを伝える。
- 図書ボランティアや保護者と協力して読書環境の充実を図る。

<小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校>

- 朝の読書、読み聞かせなど全校で取り組む読書活動を継続的に実施する。
- 新聞や資料などを活用した学習に積極的に取り組む。
- 幼保小連携や世代間交流による読み聞かせ会などを設定する。
- 図書委員会や図書部の子どもたちが自ら企画運営する読書活動に取り組む。
- ブックトークやビブリオバトルなど、子どもたちの協働的な活動を実施する。
- アンケートなど様々な方法で子どもの意見を聞き、読書活動や環境づくりに生かしていく。
- 多様な子どもの可能性を引き出すために、一人一台端末を用いて、電子書籍やオーディオブックなどを活用する。
- 移動図書館や協力貸出、電子図書館などの公共図書館のサービスを積極的に活用する。
- 校内のあらゆる場所に本が配備され、いつでも手に取れる環境をつくる。
- 全職員が、司書教諭や学校司書等と協力して、多様な学習や活動において学校図書館の積極的な活用を図る。
- 公共図書館や図書ボランティア、民間団体等と連携した取組を行う。
- 地域で開催される幅広い読書関係者が集まる研修会や交流会に参加する。
- 学級懇談会や読書集会などを活用し、読書活動に対する保護者の理解を促す。

(2) 県の取組

① 幼稚園・保育所・認定こども園等への働きかけ

県では、幼稚園・保育所・認定こども園等において、次のような読書活動が実施されるよう働きかけます。

- 幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う。
- 保護者会等において、家庭で読書に親しむことや地域の図書館を活用することの意義や大切さを伝える。
- 公共図書館等の団体貸出を利用するなど、全ての子どもがより多くの本に親しむことができる環境を整備する。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の保育者が、乳幼児期における読書活動の重要性の理解を深め、実践力を高めるために、関係機関と連携し、キャリアに応じた研修を行う。

② 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校への働きかけ

県では、学校等において、次のような読書活動が実施されるよう働きかけます。

○ 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・各学校においては、読書に関する発達段階ごとの特徴を踏まえた読書指導に努める。
- ・「学校図書館教育全体計画」や「学校図書館年間指導計画」に基づく、学校図書館を活用した学習活動を計画的に実施する。
- ・司書教諭、学校司書などを中心とした全職員で取り組む協力体制を整備する。
- ・学校図書館の機能（「読書センター」「学習センター」「情報センター」）を充実させる。
- ・新聞や資料等を活用した学習活動を推進する。

○ 読書習慣の形成に向けた取組の推進

- ・朝の読書や読み聞かせ、すきま読書など、全校で取り組む読書活動を設定する。
- ・係、当番活動、委員会活動等、子どもの主体的な読書活動を推進する。
- ・多様な読書活動を通じた異年齢や異校種間の交流を行う。
- ・友人同士で本を薦めあうなど、読書への関心を高める取組を行う。
(読書会、ブックトーク、ビブリオバトル、新聞作り、ポップ作り、しおりコンテスト 等)
- ・アンケート等による子どもの意見を学校の読書活動に反映させる。

○ 多様な子どもの可能性を引き出す読書環境の整備

- ・長崎県読書バリアフリー推進計画に基づく学校図書館資料と環境を整備する。
- ・障害がある子どもや学級になじめない子どもなどが、安心して読書を楽しめる居場所づくりを行う。
- ・一人一台端末を活用した読書活動の推進を図る。

- 公共図書館等との連携
 - ・公共図書館等の団体貸出サービスを利用し、全ての子どもがより多くの本に親しみことのできる環境を整備する。
 - ・ふるさと教育の推進において、公共図書館等の活用を図る。
 - ・図書館活用研修会への参加や図書館司書による訪問指導等により、学校図書館等の読書環境の充実を図る。
 - ・児童生徒や保護者へ地域の図書館の活用を呼びかける。

③ 子どもの読書習慣の形成

- 「長崎県のおすすめの本リスト」の作成・配布（再掲）
 - ・発達段階（乳児、幼児、小学生（低・高）、中学生、高校生、成人）に応じた本を選定し、読書のきっかけづくり、読書の習慣付けを支援します。
- 「家庭読書リーフレット」の配布（再掲）
 - ・小学校新1年生の家庭へ配布し、読書の重要性を伝え、習慣付けを促します。
- 地域における読書活動を推進する団体等の情報提供
 - ・県は、地域で読書活動の推進に関わる図書ボランティア団体などに関する情報をWebサイト等を通じて提供します。

④ 子どもの読書を推進する人材の育成

- 主体的に学校や地域で読書活動を推進する児童生徒の養成（再掲）
 - ・読書に関する知識と技術を学び、読書活動のリーダーとして学校や地域で主体的に活躍する児童生徒を養成します。
- 子ども読書活動に取り組む関係者の資質向上とネットワークづくりの支援（再掲）
 - ・読書関係者、医療・福祉の関係者を対象とした交流会を実施します。
 - ・民間団体等の取組の周知と推奨を行います。
- 教職員の資質向上に向けた取組
 - ・教職員等を対象に、子どもの読書活動の重要性の理解を深め、実践力を高めるための研修会を実施します。

5 第五次計画における数値目標

	数値目標の項目	基 準 (基準年度)	令和10年度(目標)
共通	読書が好きな子どもの割合	小学生 86.4% 中学生 77.7% 高校生 73.4% (令和5年度)	小学生 90%以上 中学生 80%以上 高校生 75%以上
	1か月の読書冊数	小学生 15.8冊 中学生 5.5冊 高校生 3.3冊 (令和4年度)	小学生 17冊以上 中学生 6冊以上 高校生 4冊以上
	不読率(1か月に本を1冊も読まなかっただ児童生徒の割合)	小学生 0.1% 中学生 0.6% 高校生 13.0% (令和4年度)	小学生 0.1%以下 中学生 0.6%以下 高校生 13.0%以下
推進体制	市町における「子ども読書活動推進計画」の策定率	90.5% (19市町) (令和5年度)	100% (21市町)
家庭	家庭における読み聞かせ(週1回以上)の実施率 幼児(3~5歳)	80.5% (令和5年度)	85%以上
地域	子ども読書活動に取り組む図書ボランティアの数	4,269名 (令和4年度)	5,000名
学校等	授業において学校図書館・図書資料を月に4回以上活用した学校の割合	小:72.7% 中:22.0% (令和4年度)	小: 75% 中: 25%